

# 海外渡航安全管理マニュアル

令和6年6月作成



# 目 次

I. 基本方針 .....	1
II. 渡航前の対策 .....	2
1. 学生への安全管理教育.....	2
2. 学内での事前準備と対策.....	4
III. 渡航中に想定される緊急事態.....	4
1. 緊急事態レベル（高） .....	4
2. 緊急事態レベル（低） .....	4
IV. 渡航中の緊急事態対応.....	5
1. 緊急事態発生時の通報・連絡体制.....	5
2. 緊急事態発生時の対応.....	6
V. 渡航の中止や延期等の判断.....	8
1. 実施、中止等の判断をするためのガイドライン.....	8

## I. 基本方針

学生の海外活動中の危機的な状況の発生に備えるための基本方針として「海外渡航安全管理マニュアル」を整備する。

本校では、地域の産業界の人材ニーズを基に我が国の科学技術水準を維持しつつ世界をリードする科学技術の教育と研究を行い、地球規模の課題発見・課題解決能力を兼ね備えた人材を育成することを目的として、グローバルエンジニア育成事業を実施している。本事業を展開するにあたり、高専機構本部「高専生の海外活動支援事業」や都城高専「ゆめ基金」等を活用して学生の海外活動支援（研修・学会発表・インターンシップ等）を推奨する一方、危機管理として緊急事態発生時の対応を策定して学生の安全確保に努め、海外活動への参加に伴う大小様々な因子による不測の事態等に備える管理体制を構築する。

---

### 【危機管理に関する基本的な考え方】

- (1) 海外渡航するにあたっては、学生自身が「自分の身は自分で守る」すなわち自己責任という意識を持ち、そのため自らが情報を収集し、危機を回避することが鉄則である。本校は、こうした意識を学生に身につけさせるための啓発を徹底するとともに、学生自身が危機事象に関する情報収集を行うための手段や、危機事象回避の心構え、さらに、万が一事件・事故等に巻き込まれた場合にどのように行動すべきかについて「留学前に十分に理解させるため、最大限の方策を講じなければならない」。
- (2) 本校が提供するプログラムなどについては、関係する教職員が十分に安全情報を収集した上で、安全なプログラムを組み、学生が安全に留学計画を遂行できるよう、学生に対して留学前及び留学中の指導を行うとともに、「万が一学生が事件・事故に巻き込まれた場合は適切に対応できる体制を整備しておかなければならない」。
- (3) 一方、学生が海外において事件・事故等に巻き込まれると、本校が提供する留学プログラムであるかどうかに関わらず、「都城高専の学生」として、本校が適切に対応しなければならない。こうした状況を十分に理解した上で、学生は日本とは文化や習慣が異なる場所にいるという自覚を持ちながら、渡航中の自らの言動に留意するとともに、本校は、「本校における危機管理体制の構築や学生の意識啓発に取り組むことが必要である」。
- (4) 海外で学生が事件・事故等に巻き込まれた場合は、日本国内における同様のケースと比べて、情報収集が困難である等の事情があることを踏まえて、「国内外の情報収集手段の確保や情報共有体制等を事前に策定することが必要である」。

※ 文部科学省 【大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン】 から一部引用

---

※ 体制整備については、一度完成させればそれで終わりではなく、取り巻く状況の変化に応じて、常に見直し・改善を図る。

※ 現場対応手順については、別紙「緊急時現場対応フロー」を参照

## II. 渡航前の対策

### 1. 学生への安全管理教育

学生自身が「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、海外での研修等を安全に実施することができるよう、渡航する学生に対し、以下の事項を渡航前に必ず説明する。説明を担当する教職員は以下の担当表に基づいて割振りをする。

#### 【担当表】

渡航種類	説明担当部署又は担当者
海外留学（トビタテ留学 JAPAN、語学研修等）	学生課教務係
学会発表等の研究に関する渡航 工場見学等の学科やクラス単位での渡航	指導（引率）教員又は総務課総務係
学校主催プログラムでの渡航	引率教員又は総務課総務係
海外旅行（事前に届け出のあったもののみ）	学生課学生係

- (1) 学生が十分に安全管理の意識をもって渡航できるよう、関係する教職員は**必ず**、「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン<sup>(※1)</sup>」を熟読すること。

※1 文部科学省 大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン：

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm)

- (2) 渡航先国の国際情勢の動向（テロ、治安情勢、自然災害、流行病等）について、「外務省海外安全ホームページ<sup>(※2)</sup>」等を利用して情報収集を行うよう指導する。また、海外滞在中は最寄りの日本大使館又は総領事館から最新の情報を入手するよう指導する。

※2 外務省海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- (3) 渡航する学生には、渡航先、渡航期間、滞在先住所、日本国内の緊急連絡先等について、Forms<sup>(※3)</sup>による海外渡航届を提出させる。提出後、変更が生じた場合は、速やかに総務課総務係（国際交流担当）へ連絡するよう指導する。

※3 Forms：<https://forms.office.com/r/YbCkWc6c4p>

- (4) 「海外旅行保険」について説明し、必ず加入させる。保険加入の際は、保険の内容について保護者と情報共有させて不測の事態に備えさせる。

- (5) 「危機管理サービス OSSMA」について説明し、必ず全員加入させる。加入の際は、内容を保護者と情報共有させて不測の事態に備えさせる。

- (6) 緊急事態発生時の学校への連絡体制について説明するとともに、海外滞在中は常に所在を明らかにするよう指導する。

- (7) 渡航前に外務省の渡航登録システム「たびレジ（3ヶ月未満）」または「在留届（3ヶ月以上）」に必ず登録させる。

- (8) 海外渡航中にトラブルに遭った場合は、引率教員や OSSMA ヘルプライン等に連絡し、緊急連絡カードの QR コード<sup>(※4)</sup>から Forms にて学校に報告するよう指導する。

- (9) 渡航学生の健康状態・服薬状況について把握するため、健康調査票を提出させる。学生には自身の予防接種歴を確認させると共に、感染リスクのある地域に渡航する場合は、必要な予防接種を

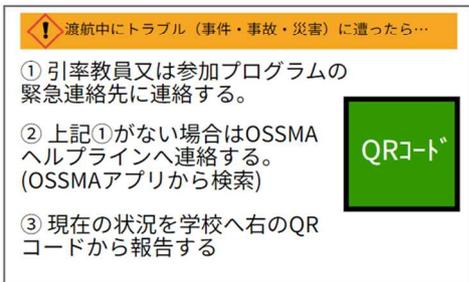
受けるよう指導する。

※4 緊急連絡カードのQRコード：Formsでの回答となっており、国際交流センター員、総務課総務係、学生課長、学生課学生係、学生課教務係が随時入力内容を確認できる。

【緊急連絡カード（サンプル）】

「緊急連絡カード（Emergency Card）」について

渡航前の説明の際に下記のカードを学生に渡し、必要事項を記入の上、お財布等に入れ、常に携帯するよう伝える。

【表面】	【裏面】
 <p>Emergency Card</p> <p>氏名（漢字）/Name Japanese 氏名（ローマ字）/Name Alphabet 生年月日/Date of Birth 旅券番号/Passport Number 国籍/Nationality 血液型/Blood Type： A B O AB (Rh + -) アレルギー/Allergies 既往症/Previous Illness</p>	 <p>！ 渡航中にトラブル（事件・事故・災害）に遭ったら…</p> <p>① 引率教員又は参加プログラムの緊急連絡先に連絡する。</p> <p>② 上記①がない場合はOSSMAヘルプラインへ連絡する。 (OSSMAアプリから検索)</p> <p>③ 現在の状況を学校へ右のQRコードから報告する</p> 

## 2. 学内での事前準備と対策

緊急事態の発生に備え、国際交流センター員、学生課長、学生課教務係、学生課学生係及び総務課総務係は以下のとおり、学内の情報共有及び連絡体制を構築する。

- (1) 渡航する学生の情報（学生情報、緊急連絡先、派遣先等）を学生課長、学生課教務係、学生課学生係、総務課総務係及び国際交流センター員にて共有する。
- (2) 渡航する学生情報に付随する「渡航前、渡航中、渡航後」の一連の流れを支援・配慮し、①学生から本校への連絡、②本校からの情報伝達、注意喚起、安否確認ができるよう Teams 等を利用した連絡体制を構築する。
- (3) 緊急事態発生時には、昼夜を問わず速やかに情報伝達ができる学内の連絡体制を構築する。
- (4) 危機事象発生時には速やかに教職員を現地へ派遣できるよう、予め対応可能な教職員のリストを作成する。

## III. 渡航中に想定される緊急事態

### 1. 緊急事態レベル（高）

- (1) 学生が死亡した場合
- (2) 学生が行方不明になった場合
- (3) 学生が被害者又は加害者となり、現地警察が介入する重大事件（喧嘩・暴漢・レイプ・強盗等）が発生した場合
- (4) 学生が伝染病等により、一週間以上の入院を要する状態になった場合
- (5) 学生が地震・洪水等の大規模災害に遭遇した場合
- (6) テロ・暴動・クーデター等が発生し、現地が政情不安になった場合
- (7) その他上記に相当する重大事態であると校長が判断した場合

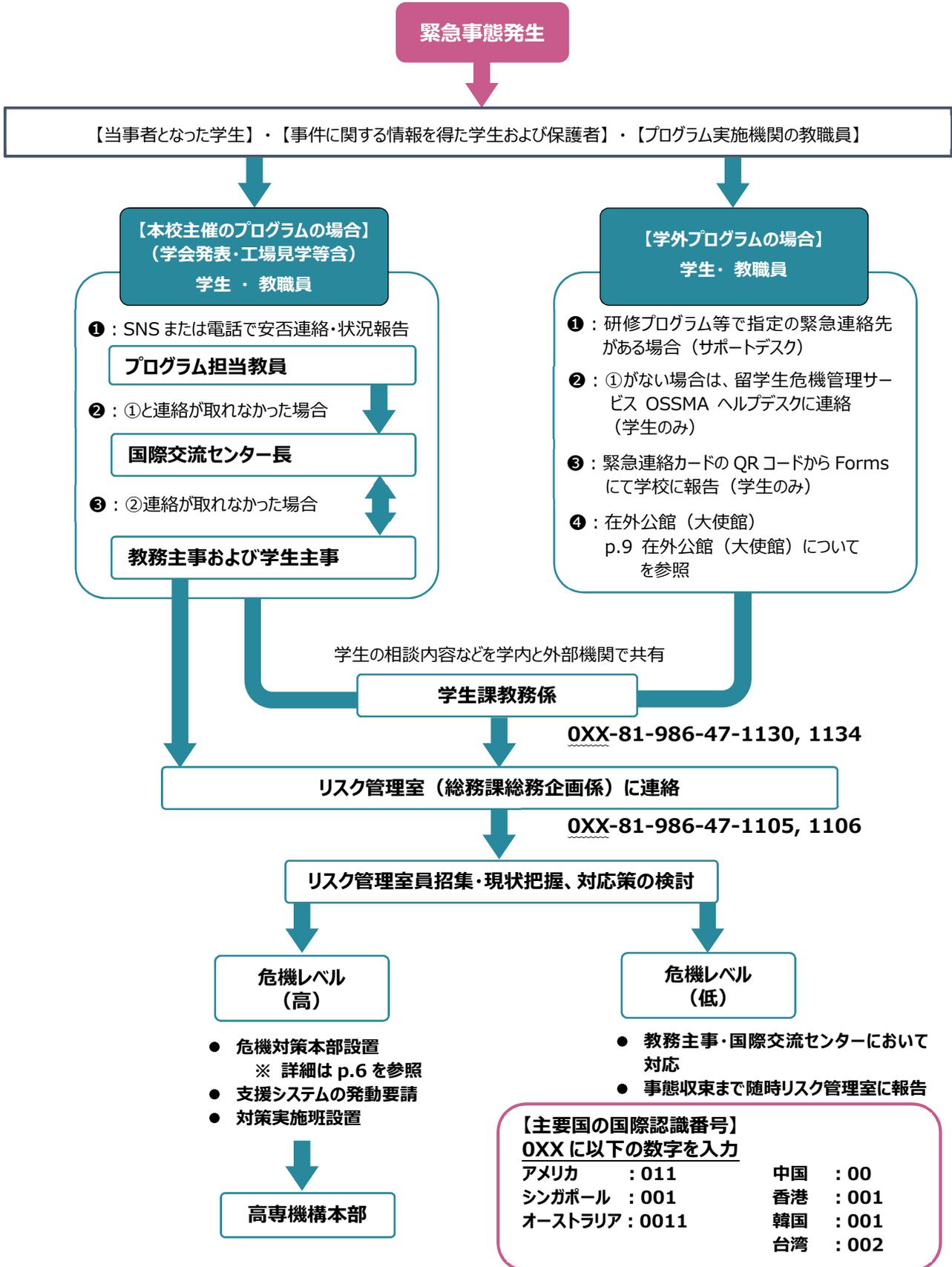
### 2. 緊急事態レベル（低）

- (1) 学生が疾病又は傷害により一週間未満の入院を要する状態になった場合
- (2) 学生が損害賠償を伴う事故を起こした場合
- (3) 学生が軽微な精神的不安になった場合
- (4) 学生が軽微な事件・事故に遭遇した場合

#### IV. 渡航中の緊急事態対応

##### 1. 緊急事態発生時の通報・連絡体制

緊急事態発生時の通報・連絡体制は以下のとおりとする。



## 2.

### 3. 緊急事態発生時の対応

#### (1) 緊急事態レベル（高）の場合

校長はリスク管理室長の要請に基づき、危機対策本部を設置し、対応策を検討する。

#### 【危機対策本部】

##### (ア)構成

- リスク管理室員及び校長が必要と認めた者
- 役割：対策実施班を組織するとともに当該事態における必要な措置、対応、対策等の全般について決定し、必要な指示を行う。

OSSMA 緊急事故支援システムの発動を要請する。

##### (イ)対策実施に関する役割分担

- **統括：教務主事及び学生主事**  
役割：全体を統括し、指揮・命令を行う。
- **保護者連絡担当：該当学生の学級担任・専攻主任・学生相談支援室・学生課**
  - ① 危機事象に遭遇した学生の保護者に対して、危機事象発生連絡から経過等を含めて収束まで連絡を取り合う。基本的には学級担任及び専攻主任が対応するが、対応する学生数が多い場合は、該当学科の教員及び学生課教務係が支援する。
  - ② 危機事象に遭遇した学生の家族一人一人に担当を決め、報道担当作成の危機事象発生連絡原稿をもとに状況を説明する。できる限り、1 家族に担当一人という対応をする。危機事象発生から収束まで同じ担当者が連絡を取りあう。
  - ③ 危機事象に遭遇した学生以外の家族に対し、報道担当作成の危機事象発生連絡原稿をもとに状況を説明する。
- **業務渉外：国際交流センター（校長補佐（国際交流担当）および総務課総務係）**
  - ① 現地情報の収集を行う。
  - ② 現地への教職員や家族の渡航に関する手続きを行う。（教職員の選定、現地への航空券手配等）
  - ③ 保険会社や OSSMA 事務局とのやり取りを行う。
  - ④ 必要に応じ現地対策本部を設置する。
  - ⑤ 家族が現地へ赴く場合は付き添い、対応にあたる。
  - ⑥ 他のプログラム参加者のケアを行うと共に、研修中止が決まった場合は帰国に付き添う。
  - ⑦ 高専機構への報告等を行う。
- **報道担当：総務課長、総務課総務係**
  - ① 情報を集約し、記録する。
  - ② 外部への発表を行う。
  - ③ 報道用資料を作成する。
- **総務・経理・業務渉外担当（事務部）**
  - ① 総務・経理、保険会社等の外部との交渉に関する業務を行う。
  - ② 危機事象の対応にかかる経費の管理。
  - ③ 現地への教職員や家族の渡航に関する手続き（家族のパスポート取得、現地への航空券手

配、現地ホテル・交通機関の手配)

- ④ 保険会社との交渉、現地との補償問題の交渉等
- ⑤ 受入の手配(傷病者移送等)
- ⑥ その他、各担当の支援、各種手配業務を行う。

(2) 緊急事態レベル（低）の場合

(ア) リスク管理室は、必要に応じて現地での対応、事後処理、学生の帰国対応のための教職員派遣の必要性及び派遣教職員の検討を行い、校長に提案する。

校長は、教職員の現地派遣について決定する。

(イ) 軽傷であっても、入院となった場合は、原則として当該学生の家族に渡航を勧める。

(ウ) 総務課総務係（国際交流担当）は、家族渡航の手続き（現地への航空券手配、現地ホテル・交通機関の手配等）に協力する。

(エ) 総務課総務係（国際交流担当）は、危機事象の発生状況等に係る当該学生に関する情報収集を行い、国際交流センター長、該当学科の国際交流センター運営委員会委員と及びリスク管理室へ随時報告する。

## V. 渡航の中止や延期等の判断

### 1. 実施、中止等の判断をするためのガイドライン

- (1) 「独立行政法人国立高等専門学校機構本部及び各国立高等専門学校の主催事業における海外渡航及び滞在に関する実施基準」に基づき判断する。(下記表のとおり)
- (2) 本校主催のプログラム(クラス単位の工場見学含む。以下同じ)実施の可否は、原則として、出国予定の2か月前に判断する。ただし、危険情報の事由が当面収束しないと見込まれる場合には、予め中止の決定ができることとする。
- (3) 渡航先協定校が、日本の危険情報のレベルにより本校学生の受入れができないと判断した場合、渡航を中止または延期する。
- (4) 渡航先の国に外務省から危険情報レベル1が発出された場合、国際交流センター運営委員会にてプログラムの実施、中止、延期等を検討する。
- (5) 渡航先の国に外務省から危険情報レベル2以上が発出された場合、原則として、研修などを中止し直ちに帰国させる。

外務省海外安全 HP		実施基準	
危険情報カテゴリ	危険情報カテゴリの説明	渡航前	渡航中
レベル1： 十分注意してください	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です	協議の上、 実施の可否 決定	協議の上、継続 の可否決定
レベル2： 不要不急の渡航は止めてください	その国・地域への不要・不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策を取ってください。	原則中止	原則直ちに帰国
レベル3： 渡航は止めてください	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。 (場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	中止	直ちに帰国
レベル4： 退避してください 渡航は止めてください	その国・地域に滞在している方は滞在地から安全な国・地域へ退避してください。 この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	中止	直ちに帰国

- (6) プログラム実施中に緊急事態レベル(高)の緊急事態が発生した場合、原則としてプログラムを中止し帰国する。現地に学生が残る場合は引率教員が付き添う。
- (7) プログラム実施中に緊急事態レベル(低)にあたる学生の個人的事情が生じた場合は次のとおりとする。
  - (ア) 学生が病気・けが等により、入院治療が必要となった場合、原則として保護者に現地への渡航を勧め、治療後は該当学生と保護者に対して帰国を促す。

- (イ) 学生が故意、過失又は不注意等により事件・事故等を引き起こした場合は、状況に応じてリスク管理室が審議し、その学生又は全員に対してプログラムの中止及び帰国を求めることができる。
- (ウ) 学生の心理的不安やストレスが大きく、カウンセリング等を行っても改善が見られない場合、本人・保護者と相談し、プログラムの中止及び帰国を検討する。

※ プログラムの中止に伴い、帰国した場合に追加で必要となる費用については学生の個人負担とする。

**【参考：在外公館（大使館）について】**

大使館は海外でトラブルに巻き込まれた日本人からの相談に応じて、その解決に向けて支援を行ってくれる。

事件・事故や緊急入院時には次のような支援を受けられる。

- ① 医療機関の情報提供
- ② 家族との連絡支援
- ③ 緊急移送に関する助言・支援
- ④ 現地警察や保険会社への連絡の助言
- ⑤ 弁護士や通訳の情報提供

事前に滞在先から最寄りの大使館の場所・電話番号を調べておくことを推奨する。

**【各国の緊急通報用電話番号（2024年5月現在）】**

国名	警察	救急	消防	在外公館（大使館）
台湾	110	119	119	財団法人交流協会（台湾）台北事務所 02-2713-8000
シンガポール	999	995	995	在シンガポール日本大使館 6235-8855
マレーシア	999	999	999	在マレーシア日本大使館 03-2177-2600
オーストラリア	000	000	000	在オーストラリア日本大使館 02-6273-3244
韓国	112	119	119	在大韓民国日本大使館 02-2170-5200